

児童扶養手当の現況届は忘れずに

手当が支給されているか停止されているかに関わらず、すべての受給者の方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。提出を忘れると8月以降分の支給を受けることができませんので必ず提出して下さい。

また、受給資格がなくなったり、氏名や住所を変更したときなどにも届出が必要です。

届出が遅れた場合や届出のない場合は、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、または手当を返

還していただくこともありますので、必ず提出して下さい。

なお、2年間現況届を提出しないしていると手当を受ける資格がなくなります。

提出期間…8月3日(月)～8月31日(月)

提出場所…健康福祉課 児童係

備考…所得申告をしていないと審査ができませんので、お済みでない方は申告をお願いします。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童^(※1)が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

^(※1) 児童とは、18歳になった年度末までの方。または20歳未満で一定の障害がある方。

手当額は？(平成27年4月分より)

●児童1人の場合

全部支給 月額42,000円

一部支給 月額41,990円～9,910円

●児童2人以上の加算額

2人目 月額5,000円

3人目以降1人につき 月額3,000円

※手当の額は、請求者・生計同一の扶養義務者の所得による制限があります。

どのような人に支給されるのですか？

以下の条件に該当する児童を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、または児童を母(父)に代わって養育している方に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父(母)が死亡した児童
- 父(母)が一定の障害にある児童
- 父(母)の生死が明らかでない児童
- 父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父(母)がDV保護命令を受けた児童
- 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

支給時期は？

- 年3回(12月、4月、8月)

支給日の前月までの分が支払われます。

※支給には申請が必要となり、受給資格者及び該当する児童の戸籍謄本や住民票等が必要です。

※詳しくは、健康福祉課 児童係(☎64-1120)までお問い合わせください。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています